

【 検査 】

761 診断確定後の特発性血小板減少性紫斑病に対する経過観察時のC R Pの算定について

《令和7年12月26日》

○ 取扱い

診断確定後の「特発性血小板減少性紫斑病（单一傷病名）」に対する経過観察時のD015「1」C反応性蛋白（C R P）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

特発性血小板減少性紫斑病（I T P）は、血小板に対する自己抗体を介した免疫反応による血小板の破壊が亢進し血小板減少症をきたす後天性の血液疾患である。治療にはトロンボポエチン（T P O）受容体作動薬、免疫調節薬である副腎皮質ステロイドや抗C D 2 0抗体（リツキシマブ）などが用いられ、感染症に留意する必要がある。

ウイルス感染症や細菌感染症では急激に血小板が減少し出血傾向が増強されることから、経過観察時には感染症の把握が必要となる。

したがって、I T P診断確定後、单一傷病名であっても経過観察時の感染症などの把握のため、C R P検査は必要である。

以上のことから、診断確定後の「特発性血小板減少性紫斑病（单一傷病名）」に対する経過観察時のD015「1」C反応性蛋白（C R P）の算定は、原則として認められると判断した。

なお、月に複数回の算定や連月の算定については、レセプト内容から個別に判断することとする。

（参考）

C反応性蛋白（C R P）は、急性期蛋白の一つであり、感染症、膠原病、悪性腫瘍、心筋梗塞、外科手術後などの急性炎症や組織崩壊により血中に増加する。炎症性疾患、組織崩壊性疾患の診断、術後、経過判定を把握するために有用な検査である。